

電報譯文

受信者	總務課長	主任	發信局	發信日
係員			發信局	發信日
發信者	東京支那銀行所長	記事	發信局	發信日
	大日本北支那銀行所長		發信局	發信日
	大日本北支那銀行所長		發信局	發信日

青森孔清自不不明
支廳長ヨリ再三照會
人曰迄經過松テ既而
海丸船長言依レバ青森
ト行勅共セル船團九隻
ハ七一ノ内附近二於テ引取
ラ表ケ四隻沈没二隻指傷
ト

電報譯文

主任
發信月日
發信局號
記事

係員

受信者

發信者

被
リ、タ
青木株式会社、
急に人手不足のため、
唯報酬を以て、
上記の事項を了
了せし
ト、

主任		發信月日	發信局號	記事
受信者	發信者	係員	發信局號	記事

第

號

立案昭和
年 月 日

19 年 5 月 15 日

決裁昭和
年 5 月 16 日

淨

書

合

校

内政部長

總務課長

主任

交通部長

警務課長

係員

電報 安案 一

總務課長
内政部長

北支廳長 宛

北總神第一三五號及青木林丸一件返

0490

青森丸一件 來電、通手配入、片桐總務

課長出張令ハ貴官内申、心情諒察

トモニ凡て事態ニ對處レ官ハ衆ニ範範トシテ隱

忍自重ズベキ見地ヨリ漸ラク留保ス依命

電報案二

總務課長

東京出張事務所長宛

0491

四月二十八日 サイハシ又元五月五日 横須賀
ヨロツキ 羊有

豫定 壬午林丸 消息不明 テ百寅處レアリ

開係筋 御牛配、上何令ノ回報原度江

電報譯文

主任

係員

發信者

發信局

發信月

日

着信月

日

指定

發信第

號

記事

受信者

本造人用消材一千用務

上少ヒミチ度支ノ右メ

光ナルラテナヒテ之ノ如度支ノ右メ

後請自之ノ如度支ノ右メ

利害上由ノ如度支ノ右メ

義後請自之ノ如度支ノ右メ

大利害上由ノ如度支ノ右メ

先人方取計ノ如度支ノ右メ

電報譯文

主任

發信

五月十四日

着信月十三日

指定

著し個人に次て取扱
なると者は其販賣業者
にて何處局所へ送付
して下さい



1919.5.13

日本郵政

音紋類	信文午時	何處	號番	局局發	體字名	列名
		日本	一		ナカシマヨウエイ	（印）
		日本	一		カニカマアラヒ	
		日本	一		サカモトマサヒコ	
		日本	一		大原義之	
		日本	二		下野田正吉	
		日本	三		木内金吾	
		日本	四		山口正之	
		日本	五		北島十郎	
		日本	六		木村良輔	
		日本	七		西田元治	
		日本	八		高橋玄蕃	
		日本	九		河合金蔵	
		日本	十		伊藤徳兵衛	
		日本	十一		川崎正義	
		日本	十二		大庭萬作	
		日本	十三		喜多川萬作	
		日本	十四		飯田敏吉	
		日本	十五		柳澤行之	
		日本	十六		中原正一	
		日本	十七		大庭行之	
		日本	十八		小林利三	
		日本	十九		佐々木十郎	
		日本	二十		大庭萬作	
		日本	二十一		柳澤行之	
		日本	二十二		中原正一	
		日本	二十三		大庭萬作	
		日本	二十四		柳澤行之	
		日本	二十五		中原正一	
		日本	二十六		大庭萬作	
		日本	二十七		柳澤行之	
		日本	二十八		中原正一	
		日本	二十九		大庭萬作	
		日本	三十		柳澤行之	
		日本	三十一		中原正一	
		日本	三十二		大庭萬作	
		日本	三十三		柳澤行之	
		日本	三十四		中原正一	
		日本	三十五		大庭萬作	
		日本	三十六		柳澤行之	
		日本	三十七		中原正一	
		日本	三十八		大庭萬作	
		日本	三十九		柳澤行之	
		日本	四十		中原正一	
		日本	四十一		大庭萬作	
		日本	四十二		柳澤行之	
		日本	四十三		中原正一	
		日本	四十四		大庭萬作	
		日本	四十五		柳澤行之	
		日本	四十六		中原正一	
		日本	四十七		大庭萬作	
		日本	四十八		柳澤行之	
		日本	四十九		中原正一	
		日本	五十		大庭萬作	
		日本	五十一		柳澤行之	
		日本	五十二		中原正一	
		日本	五十三		大庭萬作	
		日本	五十四		柳澤行之	
		日本	五十五		中原正一	
		日本	五十六		大庭萬作	
		日本	五十七		柳澤行之	
		日本	五十八		中原正一	
		日本	五十九		大庭萬作	
		日本	六十		柳澤行之	
		日本	六十一		中原正一	
		日本	六十二		大庭萬作	
		日本	六十三		柳澤行之	
		日本	六十四		中原正一	
		日本	六十五		大庭萬作	
		日本	六十六		柳澤行之	
		日本	六十七		中原正一	
		日本	六十八		大庭萬作	
		日本	六十九		柳澤行之	
		日本	七十		中原正一	
		日本	七十一		大庭萬作	
		日本	七十二		柳澤行之	
		日本	七十三		中原正一	
		日本	七十四		大庭萬作	
		日本	七十五		柳澤行之	
		日本	七十六		中原正一	
		日本	七十七		大庭萬作	
		日本	七十八		柳澤行之	
		日本	七十九		中原正一	
		日本	八十		大庭萬作	
		日本	八十一		柳澤行之	
		日本	八十二		中原正一	
		日本	八十三		大庭萬作	
		日本	八十四		柳澤行之	
		日本	八十五		中原正一	
		日本	八十六		大庭萬作	
		日本	八十七		柳澤行之	
		日本	八十八		中原正一	
		日本	八十九		大庭萬作	
		日本	九十		柳澤行之	
		日本	九十一		中原正一	
		日本	九十二		大庭萬作	
		日本	九十三		柳澤行之	
		日本	九十四		中原正一	
		日本	九十五		大庭萬作	
		日本	九十六		柳澤行之	
		日本	九十七		中原正一	
		日本	九十八		大庭萬作	
		日本	九十九		柳澤行之	
		日本	一百		中原正一	

B-5

電報譯文

受信者	主任
係員	
發信者	發信五 月廿四日
	着信五 月十三日
發信局サハーン	指定
發信第號	
記事	

大通銀行
總務課
長
林丸
一八六
相
北
新
嘉
慶
大
通
銀
行
總
務
課
長
家
族
同
名
內
地
古
地
山
谷
諸
事
業
不
可
謂
自
由
好
財
物
助
手
配
方
以
往
街
取
計
得
度

電報譯文

主任

發信月日
1951年5月13日

指定

記事シ略

五八

航便ニテ

五八



0498 0497

收件人	付費	號碼	編指發	啟字	類別	其他	類別	其他
正確								
成相處								
543								
若レ他人に知れたまわるときは此封附註せしに附註する。 して下落								
請勿再投递								

B-5 587

電報譯文

主任

發信月日
着信ヶ月日

發信局

發信第號
記事

指定

係員

受信者

京

發信者

次部

北總相業一三五號
諸三場資材入年用務、為定桐事務官ヲ就宣便ニテ
上章セシメ度ニ什半張發令方(内使滿於十五力開)
御詔諭相度申之

0500

0499

紙書類

密接照	信受	假受	號指	屬管處	件名	
密接照	信受	假受	號指	屬管處	件名	
密接照	信受	假受	號指	屬管處	件名	

551

195.13

195.13

195.13

195.13

195.13